

建設副産物（建設発生土）処理業者 様

高知県土木部都市計画課長

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の規制開始に伴う届出について（依頼）

平素は本県の都市計画行政に御理解と御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本県では、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の規制区域として県内全域を指定し、令和 7 年 4 月 1 日から規制を開始する予定です。

規制開始日時点で、一定規模以上の盛土・切土・一時的な土石を堆積を行っている場合、県の都市計画課へ届出が必要となりますので、別添のリーフレット<sup>\*1</sup>を御確認のうえ、手続きいただきますようお願いいたします。

○盛土・切土・・・残土処分場等での盛土・切土

○土石の堆積・・・ストックヤード等での仮置土 が該当します。

また、規制開始日以降に新たに一定規模以上で盛土・切土・一時的な土石の堆積を行う場合には、許可等が必要となりますので、併せて別添のリーフレット<sup>\*2</sup>を御案内いたします。

※1 「令和 7 年 4 月 1 日時点で工事中の盛土等は盛土規制法に基づく届出が必要となります。」

※2 「令和 7 年 4 月 1 日から高知県全域で一定規模以上の盛土・切土・一時的堆積を行う場合は、事前に許可または届出が必要となります。」

【産業廃棄物処分業許可業者の許可・届出不要の規定について】

産業廃棄物処分業の許可を受けている場合は、当該許可に係る事業場内において一連の処理の行程の中で適切に保管されている「産業廃棄物に該当する」土石等については、盛土規制法に係る許可及び届出は不要となっています。

一方、「有価物である」処理後の製品の土石（再生砕石や改良土等）は、許可不要の対象外であることから、一定規模以上で堆積させる場合には、通常どおり許可又は届出の手続きが必要となります。

規制開始日時点で、再生砕石や改良土等を事業場内又は事業場外に一定規模以上の土石の堆積を行っている場合、県の都市計画課に届出が必要となりますので、別添リーフレット<sup>\*1</sup>ご確認のうえ、手続きいただきますようお願いいたします。

裏面に許可・届出の要否についてまとめて記載しておりますので、御参照ください。

〈問合せ先〉  
高知県土木部都市計画課 盛土対策室  
TEL：088-823-9776  
アドレス：171701@ken.pref.kochi.lg.jp

## 産業廃棄物処分業許可業者における盛土規制法の許可・届出の要否

○処分業許可業者の事業場内で行われる土石の堆積

- (1) 処分するために保管される産業廃棄物である土石
  - **許可・届出は不要** (例：がれき類、廃棄物混じり土 等)
- (2) 処分後に有価物となった（産業廃棄物に該当しない）製品の土石
  - **許可・届出が必要** (例：再生砕石、改良土 等)
- (3) 処分後も産業廃棄物に該当する土石
  - **許可・届出は不要** (例：製品の品質を満たさない処理後物 等)

○処分業許可業者の事業場外で行われる土石の堆積

上記の(1)～(3)いずれの場合も

- **許可・届出が必要** (通常の見扱いと同じ)

## 盛土規制法における「土石」の定義

「土石」とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指します。

(1) 「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものを指します。

- ①地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下、土という。）
- ②地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破砕すること等により土と同等の性状にしたもの
- ③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- ④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
- ⑤建設廃棄物等の建設副産物を土と同等の性状にしたもの

(2) 「岩石」

「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものを指します。

# 令和7年4月1日時点で工事中の盛土等は 盛土規制法に基づく届出が必要となります



- 高知県では、県内全域※を規制区域に指定し、**令和7年4月1日から規制を開始**する予定です。  
※中核市である高知市においては、高知市が区域指定し、令和7年4月1日から規制開始予定。
- 規制開始時点で工事中の盛土等については令和7年4月1日～令和7年4月22日の期間**に、盛土等に関する**届出の提出が必要**となります。なお、届出された内容は公表します。
- 他法令等の許可を受けて規制区域指定日前に工事に着手した場合でも、下記の規模以上の盛土等を行う場合は届出が必要ですので、事前にご相談ください。
- 提出先：高知県土木部都市計画課盛土対策室

## 届出対象となる盛土等の工事

〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉 例えは・・・ ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 等  
 〈一時的な土石の堆積〉 例えは・・・ ●ストックヤードにおける土石の仮置き 等

〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉

<p>①盛土で高さが <b>1m超 2m超</b> の崖※を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)</p>
<p>④盛土で高さが <b>2m超 5m超</b> となるもの(①、③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの(①～④を除く)</p>	

〈一時的な土石の堆積〉

<p>⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超 5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超 1,500㎡超</b> となるもの</p>	<p>⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの</p>

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

届出書類は裏面をご覧ください。

## 届出に必要な書類

〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉

- **赤文字** の規模の場合は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書(省令様式第15)
- **青文字** の規模の場合は、上記届出書(省令様式第15)と以下の図面等

名称	明示すべき事項
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線 (等高線は2メートルの標高差を示すもの)
平面図	<ul style="list-style-type: none"><li>・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分</li><li>・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設</li><li>・排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー、その他の土留の位置</li><li>・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載</li></ul>
写真	届出地及びその付近の状況

〈一時的な土石の堆積〉

- **赤文字** の規模の場合は、土石の堆積に関する工事の届出書(省令様式第16)
- **青文字** の規模の場合は、上記届出書(省令様式第16)と以下の図面等

名称	明示すべき事項
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線 (等高線は2メートルの標高差を示すもの)
平面図	<ul style="list-style-type: none"><li>・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容</li><li>・空地の位置、柵、その他これに類するものを設置する位置</li><li>・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容</li><li>・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容</li></ul>
写真	届出地及びその付近の状況

### お問い合わせ



**窓口担当** 高知県 都市計画課 TEL 088-823-9776 FAX 088-823-9036

**高知県HP** <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024072300088/>

※高知市域については、高知市のホームページをご確認ください。  
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/52/moridokiseihou.html>



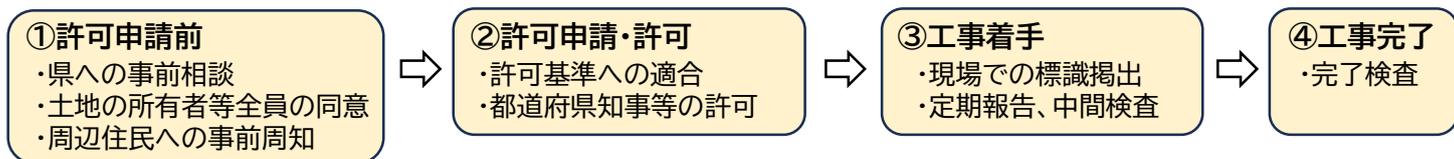


高知県  
イメージキャラクター  
くろしおくん

# 令和7年4月1日から高知県全域で 一定規模以上の盛土・切土・一時的堆積を行う場合は 事前に許可または届出が必要となります！

- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が施行されました。
- 盛土規制法は、盛土等に関する工事を規制する区域を指定したのち、法律に基づく規制が開始されます。
- 高知県では、県内全域※を規制区域に指定し、令和7年4月1日から、規制を開始する予定です。  
※中核市である高知市においては、高知市が区域指定し、令和7年4月1日から規制開始予定。
- 規制区域内では、過去の盛土も含めて、土地所有者等がその土地を安全な状態に維持する必要があります。

## 許可申請前から工事完了までの流れ



※都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、③が適用されます(みなし許可)。

## 許可・届出対象となる盛土等の規模

〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉 例えは... ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 等  
 〈一時的な土石の堆積〉 例えは... ●ストックヤードにおける土石の仮置き 等

区域	行為	許可
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さが1m超の崖※を生ずるもの ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) ④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①~④を除く)
	土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さが1m超 2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) ④盛土で高さが2m超 5m超となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの(①~④を除く)
	土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの

**注意!!** 無許可で盛土等を行った場合などは罰則の対象となります。(最大で懲役3年以下・罰金1千万円以下、法人に対しては最大3億円以下)

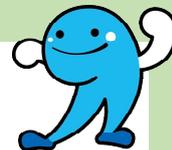
※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

## 注意!! 規制開始時点で施工中の工事等の届出

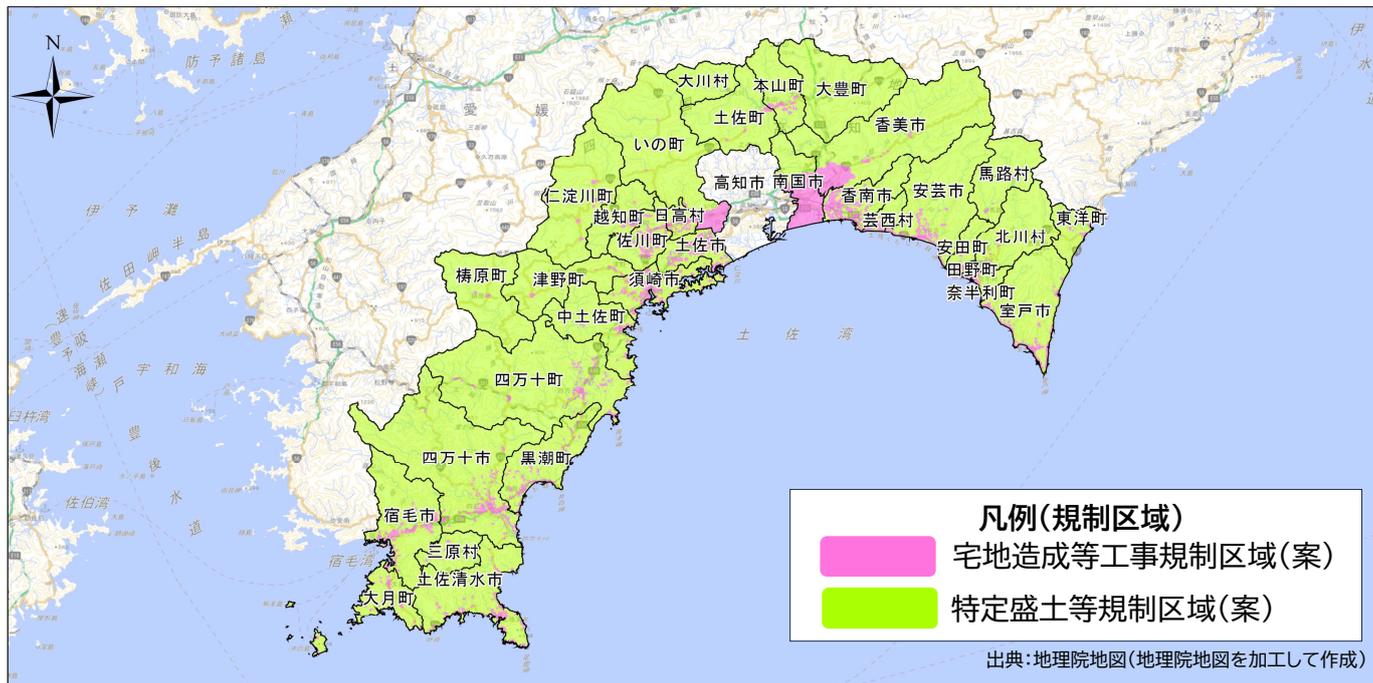
規制区域指定時に許可・届出の規模以上の盛土等を行っている場合は、4月1日から21日以内に届出が必要です。



# 高知県の規制区域



高知県全域(高知市を除く)で**宅地造成等工事規制区域**又は**特定盛土等規制区域**の指定を予定しています。  
※高知市内は高知市が指定しますので、詳細は市にお問い合わせ下さい。



規制区域の詳細は高知県のホームページをご確認下さい。  
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024072300088/>

## 盛土等についてQ&A



Q1

申請や届出の窓口はどこになりますか？

高知市内の工事については高知市都市計画課、高知市以外の市町村で工事を行う場合は、高知県都市計画課になります。

Q2

誰が許可申請を行う必要がありますか？

工事主(盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者)です。

Q3

規制開始前に着手している工事がありません。許可や届出は必要ですか？

許可対象となる盛土等の規模に該当する工事は、規制開始日から**21日以内(令和7年4月22日まで)**に、届出が必要です。なお、都市計画法に基づく開発許可を取得している場合は、工事の着手状況等により必要な手続きが異なります。

Q4

工事で残土処分を行う場合、どのような点に注意すべきですか？

残土処分場などの搬出先が盛土規制法に基づく許可を受けている、又は届出を行っていることを確認して下さい。許可・届出を受けた残土処分場等は都市計画課のホームページで公表します。

Q5

工事現場で発生した土石をその工事現場内に一時的に置く場合や、工事現場で使用する土石をその工事現場内に一時的に置く場合も許可が必要ですか？

工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積する場合は、許可は不要です。



## お問い合わせ

窓口担当 高知県 都市計画課 TEL 088-823-9776 FAX 088-823-9036

高知県HP <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024072300088/>

※高知市域については、高知市のホームページをご確認下さい。  
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/52/moridokiseihou.html>

